

農中総研 調査と情報

2013.3 (第35号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

- 集落営農の先進地に見る地域農業の動向
 —地域農業ビジョン運動への示唆— 藤野信之 2
- 6次産業化の進展状況
 —大きな地域差と現時点での課題— 室屋有宏 4

● 農漁協・森組 ●

- 酒造原料米をめぐる動き 小針美和 6
- ドイツ・ライフアイゼンバンクの組合員向け施策 重頭ユカリ 8

● 経済・金融 ●

- 経済の停滞が続くユーロ圏と財政危機の今後 山口勝義10
- 世界景気反転・円下落の石油輸入価格と農業生産コストへの影響
 渡部喜智12
- 東北地方の被災県における住宅再建の現状と見通し 多田忠義14

■ 寄稿 ■

- 「6次化ファンド」への期待
 一般社団法人 日本食農連携機構 参与 饒村 健16
- 新しい海民の歴史を目指して
 全国漁業協同組合連合会 元常務 浜崎礼三18

■ 現地ルポルタージュ ■

- 韓国の青果物の農協間共同出荷法人 藤野信之20

■ 最近の調査研究から ■

- 当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー22

■ あぜみち ■

- 地域に根づく農業
 大野水耕生産組合 代表理事 大和田正幸24

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

集落営農の先進地に見る地域農業の動向

—地域農業ビジョン運動への示唆—

主席研究員 藤野信之

1 はじめに

2011年度からTPPに備えてスタートした民主党農政による構造改革路線である「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に描かれた「平地で20～30ha、中山間地で10～20ha規模の土地利用型農業の実現」に向けて、農林水産省によって「人・農地プラン」（地域農業マスタープラン）作りが進められている。

12年12月末時点で、全国で3,676地域(予定20,260の18%)でまとめ、農家による話合いが始まっている市町村は1,117(予定1,558の72%)に達した(農林水産省)。この進捗は、同プランが、担い手育成関係補助金等のメリット措置を伴っていることによるものと考えられる。

人・農地プランは、水田農業における規模拡大を地域内の話合いを主体とした農地集積で実現しようとするもので、農地集積に関する部分は、第26回JA全国大会決議に基づく「地域営農ビジョン」策定と重なる。

筆者は12年12月に、同プラン作りの前提となる地域農業の実態を把握するため、集落営農と町を挙げての地域営農システムで先行する長野県上伊那農協管内飯島町の事例を調査したので、その概況を報告したい。

2 飯島町農業の概要

飯島町は、おおよそ本州の中心部に位置する中山間地域である。町内の総農家数1,055、経営耕地面積874ha、販売農家数742、販売農家の平均経営耕地面積1.18ha、稲作経営体数571、稲作付面積480ha、大麦・裸麦48経営体・32ha、ソバ76経営体・49ha、花卉67経営体・29ha、果樹226経営体・81ha等と、稲作単一経営農家を主体とした小規模で零細な複合農業地帯である。花卉、果樹、野菜等は、町を

挙げての農業企画・推進組織である「営農センター」が主体となって振興してきた。

また、販売農家のうち専業農家は140にとどまり、第1種兼業農家が77、第2種兼業農家が526を占める典型的な兼業農家地帯である(10年農業センサス)。後記3の地区営農組合設立の1989年頃、1.3haの農家の農業所得が80万円のと、勤労子息のボーナスが80万円で、勤労・兼業所得の優位性が改めて確認され、兼業農業維持の指標ともなった。

担い手の動向を含めて町内農産物の生産額の割合等を整理すると、①水田農業40% (転作作物は麦、ソバ、大豆で、後継者がいない)、②施設花卉30% (切り花、バラ等で後継者がいる)、③施設キノコ20% (同)、④野菜・果樹10% (同)となる。

ほぼ町内の全農家が後記3の地域営農システムに参画して営農活動を行っているが、独立型経営体も100戸程度あり、40戸は現状を維持していくものと見込まれるが、60戸には後継者がおらず、いずれ農地が流動化されるものと考えられている。

3 飯島町地域営農システムの概要

このような条件のなかで、飯島町は、米の生産調整の進展、価格下落による農家所得の減少、若年層の流出による後継者不足、農機コストの上昇から戸別完結型農業経営は行き詰まると考え、組織化や共同の必要性、各農業関係機関の統一性をもった農家指導の必要性を感じて、86年に前記の営農センターを全戸参加のもとに設立した。

それとともに各集落に集落営農組合を設立し、89年には町内4地区(旧村単位)に地区営農組合を設立し、90年から「多様な担い手の共存」を目指しつつ「地域複合営農」を掲げ

て地域内の農業振興を図ってきた。

4 地区営農組合は、地区農業の企画・調整、特に土地利用調整を担う組織であり、営農センター同様に全戸参加で設立された。具体的には農地貸借の仲介や集団化を行っており、1～5haの転作団地もある。

その後、集落営農の強化のため、4地区営農組合の2階部分に、それぞれ対応する「地区担い手法人」を05～07年にかけて設立した。地区担い手法人は、4地区営農組合の農機作業を外出しする受皿となって農機作業の再受託主体となるとともに、特定農業法人として農地の引受け主体となっている。担い手法人の経営は土地利用型農業部門では赤字であり、戸別所得補償交付金によって黒字化する。

飯島町の営農センターを頂点とする地域営農システムとも称すべき町ぐるみの営農態勢づくりには、独立農家の多かった時代には反対も多かった。しかしながら、もともとこの地区には色々な構造改善の試みがあり、施設、農機について協同思想による利用組合が多々あったこともベースとなり、追い風ともなって実現された。

営農センターの委員は40数名で、町議員、農協理事、農業改良普及員、農業者等によって構成されており、地域農業再生協議会を兼ねている。なお、営農センターといっても形や人があるものではなかったが、近年に至って事務局長制度が敷かれた。

また、営農センターは縦割り行政の是正を目的にはしているが、いわゆる物的なワンフロア化は行っていない。これは、それぞれの機関、部署にはそれぞれの役割、機能があるという考えによるもので、農協の飯島支所は営農センターとは別に存在し、県の農業改良普及センターの飯島町担当も独自に活動している。

なお、GPS(全地球測位システム)を利用した農業情報システムを92年に立ち上げ、農地の流動化や農作業受委託管理等の農地の総合的な管理を行っている。農地の流動化面積割合は39%で、基幹3作業受託面積を含めると、

農地集積率は58%に達する(11年)。

4 飯島町地域営農システムの現況と見通し

飯島町農業は、集落営農を中心にした地域営農システムと呼ぶべき、話合いに基づく濃厚な地域営農形態だが、1割の非参加者がいて、その6割には後継者がおらず、これらの農家の経営の持続性に疑問がある。

また、地域営農システム参加者のなかにも農地の出し手はいるが、やがて4地区担い手法人はこれ以上農地が出てきても対応できない状態に陥り、自営経営耕地に受託耕作と農機オペレーション受託で手いっぱいとなる可能性もある。4地区担い手法人が直接経営部門では赤字で、戸別所得補償交付金で黒字化することにも留意が必要である。

今後の方向としては、地区営農組合も法人化し、農地を流動化して集積することを考えている。これは、農地を耕作しやすい形にしてから地区担い手法人に渡すためのものである。

5 地域営農ビジョン運動への示唆

筆者は、同時に同一農協管内の隣接村である宮田村も調査した。ここでは古くから「村主導の全村一農場型」の農業経営を行ってきた。

具体的には、宮田村営農組合の企画・調整のもとに7集落の地区営農組合が独立して農業経営を行っているが、参加農家は高齢化している。また、いわゆるワンフロア化を実施して、宮田村産業課と上伊那農協の宮田支所が「農業支援センター」を組成している。

これらは、①地域営農システムで先行する地域でも、地域農業の持続性には揺らぎがある、②同一農協管内の隣接町村間でも、地域農業の存立条件や営農企画・指導体制には差異があることを示しており、地域営農ビジョン運動は、徹頭徹尾地域に密着して、その持続可能性を追求するものである必要があることを示しているといえよう。

(ふじの のぶゆき)

6次産業化の進展状況

—大きな地域差と現時点での課題—

主任研究員 室屋有宏

農業を生産単体ではなく加工・販売等と一体的に捉え農業者の所得向上を図ろうという6次産業化(以下「6次化」)が、農業・農村政策の主要な柱として登場してからはほぼ2年が経過した。

本稿では、6次化の中心施策と位置づけられている「総合化事業計画」の展開状況について、地域的な動向、現時点での課題を含めまとめてみた。

1 かなり大きい地域差

六次産業化法に基づく「総合化事業計画」認定は基本的に年3回実施される。2011年度の3回、12年度の2回の認定数の合計は1,081件となっている。この実績は、当初の予想を大きく上回るとの見方が一般的で、農業者だけでなく地域活性化を目指す自治体等においても6次化は大きな関心と期待が持たれている。

事業計画認定数について、地域別(農政局ベース)に概観したのが第1表である。認定件数が最も多いのが近畿、次いで関東、九州の順である。一方、認定数を各地域の経営体数に対する比率で見ると、沖縄、北海道、近畿が他地域よりいちだん高い割合を示している。また関東、東北では認定件数は多いものの認定割合は低く、北陸、中四国などは件数、認定割合とも少ないなど、6次化の進展度には

相当大きな地域差がみられる。

2 近畿と北海道の2類型

事業認定の地域差の背景には、作目、経営規模、消費市場の規模・距離、自治体・農政局・農協等の対応、認定審査のあり方、等さまざまな要因が複雑に関連していると想像できる。こうしたなかで作目と経営規模の影響に着目して、以下で若干検討してみたい。

作目では、東北、北陸のような稲作中心の地域では、概して6次化の進展度が遅いといえよう。米の場合、加工品の多様性や差別化の余地が限られること、また規格外の割合が小さいこと等の影響があると考えられる。他方で、近畿のように多品目、ブランド農産物の多く存在する地域は、6次化を推進しやすい土壌があると考えられる。

経営規模との関連では、北海道のように大規模経営が多く法人化率が高い地域と、これと対照的に近畿のような小規模経営、法人化の度合いが低い地域が、そろって事業認定の割合が高いという興味深い結果を示している。

これについて「2010年センサス」により6次化の取組み(農業生産関連事業)の全体像をみると、近畿は「消費者への直販」を中心とする6次化の進展度が最も高い地域なのに、北海道は「直販」の割合が低く、6次化の全般的な取組み比率そのものは沖縄に次いで低い(第2表)。

ここから6次化の類型としては、近畿のように小規模生産者を含め直売経験の広いベースがあり、これに作目面の多様性が加わる形で6次化が進んでいる地域と、北海道のように大規模経営体を中心に、直売以外にも多様な6次化の取組みが行われている地域の2つを典型とすることが可能ではないだろうか。

6次化の進展では、九州(特に南九州)や東北は北海道型に近く、東海、関東は近畿に類似し、中国、四国、北陸はその中間形態にあるといえよう。沖縄はやや

第1表 総合化事業計画の地域別認定状況(2012年11月末)

地域 (農政局)	事業計画 認定件数	農業経営 体数(a)	aに対する 認定割合 (%)	農業法人 経営体数 (b) ^(注)	法人化率 (b/a) (%)
北海道	75	46,549	0.16	3,034	6.5
東北	144	313,415	0.05	2,731	0.9
北陸	52	128,906	0.04	2,041	1.6
関東	182	361,791	0.05	3,838	1.1
東海	104	155,995	0.07	1,895	1.2
近畿	202	155,482	0.13	1,136	0.7
中四国	115	255,099	0.05	2,681	1.1
九州	171	246,027	0.07	4,013	1.6
沖縄	36	15,820	0.23	258	1.6
全国	1,081	1,679,084	0.06	21,627	1.3

資料 農林水産省「農業センサス2010」、公表値から作成

(注) 農業法人経営体数は農事組合法人、会社法人、各種団体、その他の法人の合計。

第2表 2010年センサスにおける農業経営体の6次産業化取組み状況

(単位 %)

農業地域	農業生産 関連事業 を行って いない	農業生産 関連事業 を行って いる実経 営体数	事業種類別					
			農産物 の加工	消費者に 直接販売	貸農園・ 体験農園 等	観光農園	農家民宿	農家 レストラン
全国	79.1	20.9	2.04	19.60	0.35	0.52	0.12	0.07
北海道	86.1	13.9	2.34	11.56	1.00	0.87	0.55	0.25
東北	85.4	14.6	1.91	13.39	0.23	0.32	0.14	0.08
北陸	81.4	18.6	1.69	17.50	0.24	0.18	0.16	0.05
関東・東山	76.3	23.7	2.44	22.21	0.51	1.13	0.12	0.08
東海	74.1	25.9	2.33	24.52	0.31	0.35	0.04	0.05
近畿	69.7	30.3	2.19	28.69	0.59	0.51	0.09	0.07
中国	78.8	21.2	1.65	20.18	0.20	0.35	0.05	0.06
四国	78.4	21.6	1.55	20.60	0.17	0.21	0.06	0.07
九州	81.1	18.9	1.94	17.57	0.23	0.36	0.13	0.08
沖縄	93.1	6.9	1.06	5.64	0.35	0.24	0.18	0.13

資料 「世界農林業センサス2010」から作成

特殊性があり、6次化の取組みは全般に遅れていたが、事業計画に対する関心が急速に高まる状況がみられる。

3 多様性と長期的視点がもっと必要

6次化政策はまだ始まって2年であり、現時点での評価自体が難しいが、いくつか懸念される点を指摘しておきたい。

第一に、認定を受けた取組み内容をみると「加工・直売」が62%と圧倒的で、次いで「加工」27%、「加工・直売・レストラン」6%、等とほとんどの計画が加工を行っている。しかし、激しい競争状態にある食の市場において、魅力ある商品開発は容易なことではなく、認定者が事前にどの程度ニーズの把握や販路確保等に目途をつけているのかという懸念がある。

6次化を「1×2×3＝6次産業(総合産業)」と捉えて、加工して販売する取組みと固定的に考える必要はなく、それぞれの地域に内在する個性や価値を活用する形で、体験・交流、環境・資源保全、教育、雇用創出等、もっと多様な目的を持った取組みがあっただろうか。6次化の経営モデルは、「モノ」の加工・販売レベルを超えた地域のユニークさや個性を競い合うという発想が重要だろう。

また6次化の多様性という点では、女性の参画が不可欠であるが、現状はまだまだ立ち遅れている。1,081件の認定のうち「女性が代表を務める」件数は76件にとどまっているのが実情である。農村の6次化では女性が持つ知識・ノウハウ、意欲などが決定的に大きな役

割を持つだけに、女性が6次化に参加しやすい仕組みを地域全体で構築する必要があるだろう。

第二の点は、取組みが概して個別・単発の対応が中心であり、農村経済の有機的連関・多角化の視点が不足しているようにみえる。

事業計画では「共同申請者」や「促進事業者」を設定できるが、その利用は全体の1割程度しかなく、ほとん

どが単独申請である。多様で有効な協力者なしに、単独で6次化を成功させるのは容易ではないと思われる。

6次化の取組みを単発で行うのではなく、地域内で連携させ外に発信していく、また地域内部に6次化を提案していくといった機能を地域が持つことが重要であろう。この点については、行政とともに農協がどのように6次化に参加、関与していくかが、6次化のあり方に大きな影響を与えよう。

現状、農協(連合会・専門農協を含む)や漁協が事業認定を取得した件数は、37件(26農協、11漁協)、全体の3.4%にとどまっている。農協等については自ら事業主体とならないにしても、地域の農業者や企業等と連携をとりつつ地域主体の6次化を推進、誘発していく役割が期待されている。

第三は、6次化の時間軸の問題である。6次化の成功事例をみると、20～30年といった息の長い取組みが多い。これに対して、現行の事業計画では「5年以内」と比較的短い期間で一定の成果を出すスキームとなっている。現実には計画通りに進捗しないケースが多いと予想されるだけに、当初計画を柔軟に修正しつつ長期的目標をサポートする対応が求められるだろう。

6次化を地域に広がりを持つ息の長い取組みと位置づけ、「仲間作り」をしっかりとやるのが成功の大きな条件と考えられる。そのため有効な支援のあり方を行政や農協を含め、地域ぐるみで一層活発に議論していく必要があるだろう。

(むろや ありひろ)

酒造原料米をめぐる動き

主事研究員 小針美和

コメは主食用としておおむね年間800万トンの需要があるとされているが、酒、味噌、米菓等の加工原材料としても年間約75万トンの需要がある。本稿では、加工向けのうち用途別にみて最も多く使用されている酒造原料米の最近の動向についてまとめてみたい。

1 酒造原料米の使用数量

日本酒の消費量は食生活や酒類の多様化および健康志向等の影響を受けて減少しており、清酒生産量は2002年から10年の8年間で△30.6%減少している。しかし、消費者の高級酒志向の高まり等から、清酒のなかでも醸造アルコールを添加しない純米酒や純米吟醸酒では消費量の減少は下げ止まっている。そのため、純米酒、純米吟醸酒が清酒全体に占める割合は02年の12.1%から10年には16.1%へと上昇している(第1図)。

酒造原料米の使用数量も清酒生産量と同様の傾向にあり、使用数量(玄米ベース)は10年で23万2,421トンと02年に比べて△29.3%減少

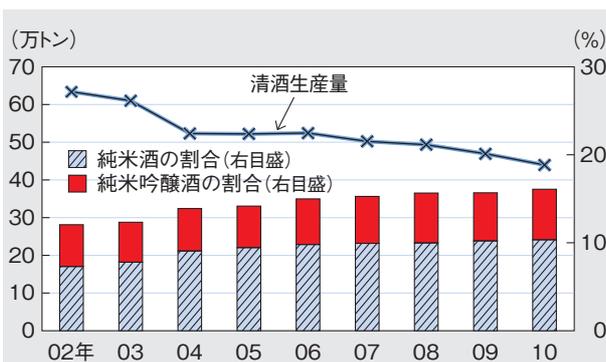
している。

酒造原料米として使われるコメは、大きく麴や酒母を作るための「麴米」「もと米」と醪を作るための米である「かけ米」の2つに分類される。「麴米」「もと米」には品質のよい麴を作りやすい「酒造好適米(農産物検査では<醸造用玄米>)」が用いられることが多い。純米酒や純米吟醸酒では、酒造好適米の使用割合が高い。そのため、酒造原料米の使用数量に対する酒造好適米の割合も上昇傾向にある(第2図)。

2 流通ルートの変化

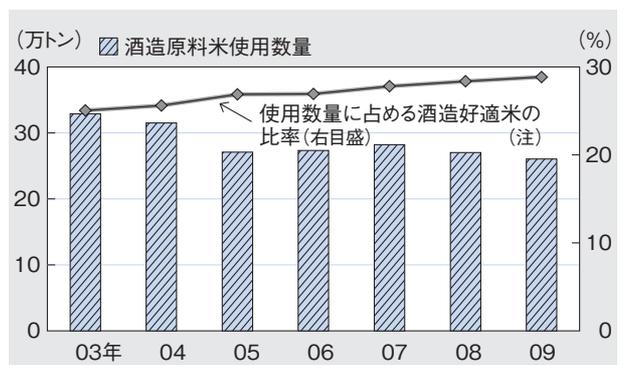
酒造原料米の約7割はかけ米として使用される。かけ米には酒造好適米ではなく主食用と同じうるち米品種が多く用いられ、酒造会社が調達する際には加工用米制度の仕組みを利用することが一般的である。加工用米制度とは、清酒、焼酎、味噌、米菓等の加工業者

第1図 清酒生産量と純米酒・純米吟醸酒の割合の推移



資料 国税庁「清酒の製造状況等について」から作成

第2図 酒造原料米の使用数量と酒造好適米数量比率の推移



資料 国税庁「清酒の製造状況等について」、農林水産省「米穀の農産物検査結果」から作成

(注) 酒造好適米の収穫量は豊凶による影響が大きいため、第2図では3か年の平均の値を示している。

が原料米を調達するための主食用米とは異なる流通ルートである。この制度を利用すると加工業者は主食用米価格よりも安価に原料米を仕入れることができる。また、生産者は、加工用米として出荷すれば、飼料用米等の新規需要米と同様に生産調整分としてカウントすることができる。

最近の酒造原料米をめぐる特徴的な動きのひとつとして、酒造向けの加工用米の流通ルートが大きく変化していることがあげられる。03年産まで、加工用米を実需者に供給するルートは全国出荷団体(全農・全集連)の一元的な販売に限られていた。しかし、04年の食糧法改正によりJA等も実需者と直接取引ができるようになり、直接取引を進める生産者やJAが増えている。直近における実需者の加工用米の調達では、直接取引の割合が過半を占めるに至っているとみられる。

JA等の直接取引の割合が高まっている背景には、酒造原料米は味噌や米菓等の用途向けに比べて高い価格で取引できるため、JA組合員である生産者の手取り収入確保につながる^(注)ことがあげられる。また、「米トレサビリティ法」の施行に伴い、11年7月から清酒や酒造原料米にも産地情報の伝達が義務化されたことから、酒造業者の側からも産地が明確に把握できる直接取引へのニーズが高まっていることがある。

3 地域ぐるみの取組み

もうひとつの最近の特徴的な動きとしては、

(注)特定名称清酒(吟醸酒、純米酒、本醸造酒)には、農産物検査で3等以上の等級のコメを原料として使うこととされている。一般的に、他の用途に比べて、清酒向けの加工用米にはより高い品質が求められる。

農商工連携事業等を活用し、生産者と酒造業者、研究機関が連携して地域に根づいた日本酒を開発、販売する新たな取組みの展開があげられる。秋田県では、JAと地元酒造会社が連携し、地元産のあきたこまちをかけ米に100%使用した純米酒の開発、販売に取り組んでいる。

また、地域の自然条件に適した酒造好適米を育成し、地域オリジナルの地酒を開発する動きは90年代以降多くの地域で見られる。そのなかでも最近では、環境へも配慮した良質な酒造りの取組みの展開に注目が集まっている。例えば、新潟県佐渡地域では「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度、兵庫県豊岡市では「コウノトリ育む農法」の基準を満たして生産した酒造好適米を用いた日本酒の生産が定着してきている。

高品質の酒を安定的に生産するためには、酒造原料米にも量・質ともに安定した生産が求められる。各産地では、農薬の使用基準等の栽培ルールを守りかつ酒造適性の高い品質を保つため、JAの生産者部会や地域の生産組合が中心となって安定した栽培技術の確立を目指している。また、酒造好適米は食用には適さず酒造りにしか使えない。このため酒造会社では、栽培契約した圃場のコメは全て買い取ることで生産者の所得を確保したり、他品種との混在を避けるために酒米専用のコンバインを提供するなどの栽培の定着化に向けた支援も行っている。

このように、生産者と酒造会社双方の理解と協力のもと、良質な商品を安定的に生産し供給する仕組みを構築していくことが地域全体の活性化につながっていくと考えられる。

(こばり みわ)

ドイツ・ライフアイゼンバンクの組合員向け施策

主任研究員 重頭ユカリ

1 はじめに

ドイツ信用協同組合銀行グループの単位組合であるマイン-スペサルト・ライフアイゼンバンクは、バイエルン地方に位置し、フランクフルトから電車で約1時間の距離にある。

2011年末の総資産は11億4,500万ユーロ(約1,374億円、1ユーロ120円で計算、以下同じ)、預金残高は9億2,000万ユーロ(約1,104億円)、貸出金残高5億2,700万ユーロ(約632億円)、顧客数は約75,000、職員数335人、支店数は46店である。12年12月に同組合を訪問し、組合員向けの施策についての話を聞く機会を得たので、その内容を報告したい。

2 ボーナスポイントプログラムについて

同組合は、10年に3つの組合が合併して誕生したが、合併前のローア・ライフアイゼンバンクでは2000年代前半からライフアイゼンの理念に戻ろうという機運が高まった。

ドイツでは現在も一部組合の支店で肥料等の販売を行っているが、ローア・ライフアイゼンバンクではそうした事業をやめて銀行業務のみに注力する期間が長くなった結果、他の銀行と変わらない銀行となり、協同組合というイメージが薄まったと感じられていた。

そこで、協同組合性を高めるため、組合員数を増やし、連帯感を強め、組合を活力あるものにするための施策の検討を05年から始めた。検討の結果、合併前のローア・ライフアイゼンバン



マイン-スペサルト・ライフアイゼンバンク本店

クはVR AktivPlusという組合員向けボーナスポイントプログラムを07年に導入した。組合員から継続の要望が強かったため、合併後の現組合もこのプログラムを継続している。

ボーナスポイントのカテゴリーとしては、「入金」「預金」「借入」「その他金融商品」「ロイヤリティ」の5つがあり、入金の件数や預金・借入残高によってポイントを付与する(第1図)。そして、1ポイントを1ユーロに換算して、総会後に組合員の口座に振り込む。

プログラムの導入にあたり、ローア・ライフアイゼンバンクでは、それまで4.5%だった出

第1図 VR AktivPlusの概要

ボーナスポイントのカテゴリー				
入金	預金	借入	その他金融商品	ロイヤリティ
給与、年金、子ども手当、失業保険等の入金1件につき1ポイント(最大12ポイント)	四半期ごとに預金残高1万ユーロにつき1ポイント	四半期ごとに借入残高1万ユーロにつき1ポイント	投資信託、保険商品等の商品につき1ポイント(最大12ポイント)	利用歴 1~5年 1 6~10年 2 11~15年 3 15年以上 4

企業理念(協同組合のCI(コーポレートアイデンティティ))→真の協同組合に
資料 マイン-スペサルト・ライフアイゼンバンク資料から作成

資配当率を2.5%に引き下げた。また、出資だけして組合を利用していない人に対しては利用を呼び掛け、応じてもらえない場合は出資の解約を依頼したという。つまり、ただ出資しているだけの人に利益を還元するのではなく、組合の商品やサービスをより多く利用した人に対して還元することにしたのである。合併後の現組合では、出資配当率をさらに引き下げることにも検討している。

ドイツでは、ローア・ライファイゼンバンクの導入前に、既にこうしたポイントプログラムを導入していた組合があり、現在も実施している組合があるとのことだが、ポイントの付け方は組合によって異なっている。

3 組合員向け「ゴールドカード」

マイン-スペサルト・ライファイゼンバンクでは、組合員向けに「ゴールドカード」と呼ばれるカードを発行している。ゴールドカードにはクレジットカードの機能はないが、デビットカード機能と、少額決済のため200ユーロまでのチャージができる機能がついている。さらにカードを見せると、レストランでコーヒーが無料になったり美容院代が3%引きになったりする等、全国100以上の提携施設で特典を受けられる。専用のスマートフォン・アプリで、どこでどのような特典を受けられるかをすぐにチェックすることができるので、若い人にも人気があるとのことである。

このカードサービスは、数年前にある地方の中央会がその地方の組合と一緒に開発し、それが全国に紹介されて広がったものだという。現在では約500組合が導入し、200万人の利用者がいる。同組合では、このサービスは、組合員にも喜ばれるし、地域の他の経済主体

と連携することで地域経済の活性化にも貢献できると感じている。

4 組合員向け施策の効果

上述の施策は組合員に対して経済的なメリットを与えるものであるが、マイン-スペサルト・ライファイゼンバンクでは、それに加えて、人口千人程度の村単位で組合員の会合を開き、そこで組合員の意見や要望を聞く等の取組みも行っている。

そうした場で、若い組合員を増やすための取組みが必要だという意見が組合員から出たため、組合内の若手職員を中心とするプロジェクトを立ち上げた。プロジェクトでは、若い世代とはソーシャル・ネットワークサービス等による双方向の交流が重要だということになったため、ツイッターやフェイスブックなどの活用も始めた。

地域に若い住民自体が少ないため、若い組合員の獲得は容易ではないものの、組合員数は順調に増加している。組合員数は06年末には合併前の3組合合計で27,491だったが、11年末には33,719に増加した。バイエルン州の296組合のなかで組合員数は最大規模となり、顧客数に占める組合員の割合は上位10位に入っている。将来的には、顧客すべてが組合員になることを目標にしている。

同組合によれば、組合員が未利用者にVR AktivPlusのメリットを紹介し、組合員になるケースもある。さらに、組合員の方が非組合員よりも1人当たりの利用商品数も多く、マージンも大きいことから、顧客を組合員化することにより、取引深耕が進み収益が上がるという効果が現れている。

(しげとう ゆかり)

経済の停滞が続くユーロ圏と財政危機の今後

主席研究員 山口勝義

1 はじめに

ユーロ圏では、財政危機の拡大を通じ経済の停滞が長く続いている。リーマンショック後の大幅な落ち込みの後、2010年には前年比プラスに回復した実質GDP成長率は、その後は低下に転じ、12年には再びマイナス成長となった可能性が高い。

さらに注目されるデータは、失業率である。昨(12)年12月の値は11.7%であり、99年のユーロ導入以来の最高水準となっている。特に25歳未満の若年層の失業率は24.0%と、ほぼ4人に1人が失業という深刻な状況である。

各国別に見ると、なかでもスペインでは全体の値が26.1%、若年層では55.6%の極めて高い水準であり、ギリシャがこれを上回ってきているほか、他の財政悪化国もこれらに続いている(第1図)。

このように、これらの国々では、いつ大規模なデモの頻発などにより社会不安が生じてもおかしくない水準にまで、経済情勢の悪化

が進んでいる。

2 継続する財政危機と経済停滞

09年10月にギリシャで表面化したユーロ圏の財政問題はその後拡大を続け、イタリアやスペイン等の主要国にまで危機が波及する懸念ばかりか、一時は、銀行の流動性危機を通じ甚大な影響が世界経済全体へ拡大する懸念さえ高まるに至った。また、ギリシャのユーロ圏離脱が現実的なシナリオとして意識されるようになり、市場は神経質な動きを続けた。

その後、12年9月に至り、欧州中央銀行(ECB)が、OMTと呼ばれる新たな国債購入策の導入を決定し、実質的に財政悪化国に対する最終的な支援主体としてコミットした形となったことなどで、市場はようやく落ち着きを取り戻している。

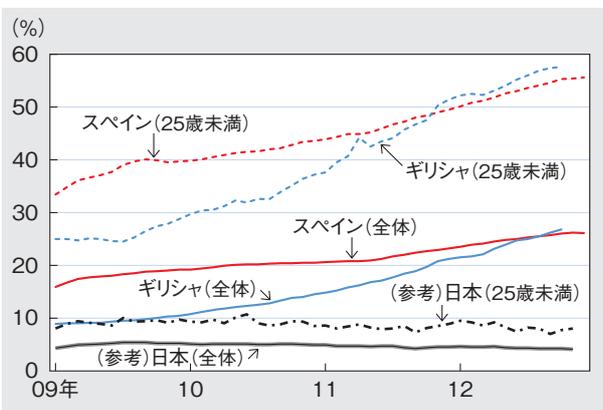
しかしながら、このように財政危機は足元では表面上は一旦沈静化したように見られるものの、各国では引き続き財政改革や経済の構造改革は取組み途上にあり、緊縮財政が内需を抑制し経済成長に重荷となる姿に基本的に変化はない。

また、財務体力も未だ十全とは言えず、一方では昨今の監督当局による規制強化の動きもあるなか、銀行は与信拡大には慎重な姿勢を続けている。

こうした環境のもと、財政危機の収束に向けた見通しは依然として不透明であり、これが企業の投資や家計の消費を手控えさせる結果となっている。

以上によりユーロ圏では経済の底打ち、反

第1図 失業率の推移



資料 欧州連合統計局(Eurostat)のデータから作成
 (注) スペインは12年12月まで、ギリシャは同年10月まで、日本は同年11月までのデータである。

転への明確な見通しは立っておらず、他方では経済の停滞による税収の減少等を通じ、財政改革の進捗が計画どおり進まない状況が継続している。

3 想定される波乱要因

一方で、前述のECBによるOMTの導入決定を契機にユーロ圏の財政危機は収束に向かい、経済も13年には底を打つとの期待感も一部には出ている。しかし、改めて点検すれば、こうした期待感は楽観的に過ぎるように考えられる。

まず第1点としては、そのOMTによる市場沈静化効果の現実的な実効性である。OMTによる国債購入に当たっては、財政悪化国が厳格な財政改革を実施することが前提条件となっているが、厳格な計画である以上、計画未達となる可能性は小さくはない。その場合にはECBは国債購入を中止するが、これは市場の混乱拡大をもたらすことにつながる。一方、混乱回避のため国債購入の継続が迫られるならば、ECBはその独立性を疑われ信認を喪失することとなり、同様に危機再燃の原因となる可能性をはらんでいる。

次に第2点として、政治指導者の危機感の後退がある。12年6月の首脳会議以降、欧州連合(EU)では、危機対策として今後一層の統合を推進する方向で協議が行われてきた。しかし、12月のEU首脳会議においては、銀行監督の一元化については早ければ14年3月から導入することで合意するなど一定の進捗があったものの、全体的に今後の取組み方針の合意にとどまり、具体的な内容の協議は先送りされることとなった。市場の落ち着きに伴い財政危機に対する政治指導者の危機感は大幅に後退した感があり、この結果、危機対策の

遅れにより市場の波乱を生じる可能性が否定できない。

第3点としては、ギリシャ情勢である。ギリシャ支援については、2回にわたる総選挙を巡る改革遅延で長く留保されていた金融支援の再開が12年12月に決定された。しかし、支援国側は12年には実質GDP成長率の前年比マイナスが連続5年目になるギリシャ経済が、2年後の14年にはプラスに転じるなどの見通しを想定しており、これは同国経済の現状からすれば甘い前提と考えざるを得ない。早晩ギリシャの改革が行き詰まり、その結果、ユーロ圏離脱懸念が再発する可能性はかなり高いと考えておく必要があるようである。

さらに第4点として、冒頭に述べた社会不安の拡大とそれに伴う政治面の不安定化のリスクがある。これにより、財政改革が頓挫する可能性が考えられる。

4 終わりに

昨秋以降、ユーロ圏でのOMTの導入決定、中国経済の底打ち感、米国の景況感改善、日本の新政権への期待等が相次ぎ、ユーロ圏の市場を含め世界的にリスクオンの動きが拡大している。

しかしながら、少なくともユーロ圏については、財政危機の本質には大きな変化は生じておらず、米中経済主導での経済成長への転換を想定するにも時期尚早とみられる。このため、今後もセンチメントが反転し市場が波乱含みの展開となり、経済にも悪影響を及ぼす可能性が残されている点に留意が必要と考えられる。

(13年2月12日現在)

(やまぐち かつよし)

世界景気反転・円下落の石油輸入価格と 農業生産コストへの影響

理事研究員 渡部喜智

石油の価格変動は、農業の生産コストに影響を与える。ガソリン・軽油やA重油および電気は必要な生産資材であり、石油製品の価格が上がれば光熱・動力費を直接的に押し上げる。また、石油価格が上がれば、石油を使って生産されるその他の資材の生産コストが上がる波及的効果も想定される。石油の価格上昇に伴う直接・間接のコスト・プッシュは農業の収益性を低下させる悩みの種である。

以上のような石油製品価格と農業生産コストとの関連を念頭に、現状の原油市況とその先行き、および円高修正(円の下落)による石油輸入価格への影響などを述べる。

1 農業生産コストへの影響度合い

第1図は、農林水産省「営農類型別経営統計(個別経営)」の調査データにより、農業経営費用に占める光熱・動力費の比率(以下「光熱・動力費比率」)を耕種農業の営農類型別に概観したものである。^(注1)

製造業における製造関係費用に占める光熱・動力費比率を比較参照すると、エネルギー投入の大きい製紙パルプ・肥料・鉄鋼・窯業土

石・染色などの品目では同比率は10%を上回るものの、平均は3%超にとどまる。

これに対し、耕種農業の中心である水田農業の光熱・動力費比率は5.4%であり、前述の製造業平均を上回る。

光熱・動力費比率が高いのは、野菜作、果樹作、花卉作であるが、これらのいずれの営農類型においても施設型の光熱・動力費比率はさらに高くなる。

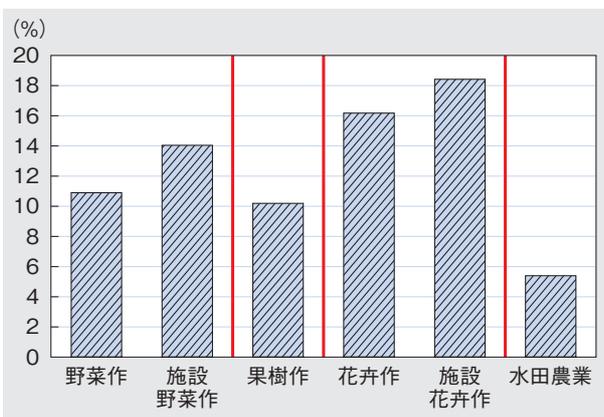
野菜作は約11%であるが、施設型は14%である。作目をブレイクダウンすると、トマトやキュウリの施設型は20%前後、ピーマンの施設型は約30%とさらに高い。また、果樹作全体では約10%であるが、温室育成も多いミカン作は20%を越す。花卉作は施設型が多いことにより全体で約16%、施設型に限ると18%超という高さとなる。

以上から、農業が石油価格を起点とするコスト・プッシュに影響を受けやすいコスト体質を有していることが理解される。

2 世界景気反転への動きと原油市況

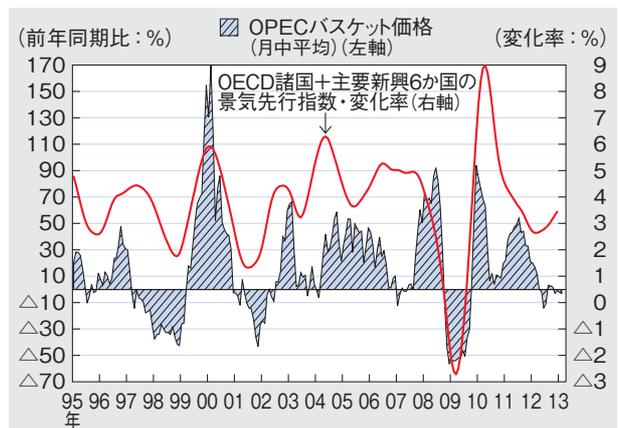
第2図は、世界景気と石油(原油)価格の関係

第1図 営農類型別光熱動力費比率



資料 農林水産省「営農類型別経営統計(個別経営)」から作成
(注) 光熱動力比率=光熱動力費÷農業経営費: 10、11年の平均。

第2図 世界景気と石油価格の変化



資料 Datastream(OECD、OPEC)データから作成

について見たものである。

同図の左軸は、国際石油市況を示すOPECバスケット価格(石油輸出国機構加盟国の代表的12油種の平均価格)の前年同月比変化率、右軸は、「OECD諸国+主要新興6か国」の景気先行指数・変化率である。中東における戦争・紛争等の地政学的リスク顕在化による国際石油市況への影響があるにもかかわらず、同図を見る限り、石油価格と世界景気の変化にはレベルはさて置き、相当強い関係があることが観察される。

さて過去数年を振り返ると、世界景気はリーマンショックによる急激な落ち込みの後、2009年半ば以降緩やかに回復。それに伴い石油価格も上げ下げの変動を見せた。しかし、10年に入ると欧州の財政・信用不安が足かせとなり欧州の域内需要が低迷する一方、米国経済の回復ペースも鈍く推移した。また、外需の伸びが鈍化した中国など新興国の成長にもブレーキがかかった。

12年末にかけ欧州の財政・信用不安がようやく鎮静化に向かうとともに、雇用や住宅需要などの経済指標に示される米国経済の回復の足取りも確かになりつつある。中国経済も政府等による固定資産投資に牽引され成長率が底打ちしつつあるようだ。

以上の情勢を受け、OECD諸国+主要新興6か国の景気先行指数・変化率もすでに12年末から反転している。日・米・欧の歴史的金融緩和という後押しもあり、世界景気の先行きは成長が高まる可能性が強いと見るべきだ。

直近のOPECバスケット価格は、110ドル/バレル台半ばの堅調な動きとなっているが、前述の世界経済の先行き見通しに沿えば、国

(注1) 調査経営体数は、野菜作で860超、果樹で500超、花卉で100超である。

(注2) 製造業の光熱・動力費比率=(ガソリン・軽油代+燃料費+電力料+ガス代)÷製造費用

(注3) 主要新興6か国は、ブラジル、ロシア、インド、中国(以上、いわゆる「BRICs」)および南アフリカ、インドネシアである。

第3図 原油輸入価格(ドル建て)とドル円為替相場



資料 日経FQ(財務省)から作成

際石油市況がさらなる上昇に向かうリスクを視野に置くことが妥当ではあるまいか。

3 円高修正(円安化)と石油輸入価格

原油輸入価格 = ①国際石油市況に連動するドル建て原油価格(輸送・保険費用含む) × ②ドル円為替相場、と表される。すなわち、原油をはじめ多くの石油製品は、ドル建ての取引価格により輸入される。また、円をドルに交換して支払いをする必要が生じる。第3図は、以上の①、②の動向を見たものである。

そこで問題になるのは、為替相場の円高修正である。一時は80円/ドルを割り込んだ円高はこれまで原油等の輸入価格を低く抑える効果を持ってきた。しかし、11年11年半ば以降、93円/ドル台へ円は15%程度下落(円安化)してきた。単純化して言えば、この円高修正によりOPECバスケット価格に示される国際石油市況は変わらなくても、円での輸入価格は15%支払いが多くなることを意味する。

これがすべて転嫁されるとは限らないが、国内の石油製品価格を上昇させる要因となる。安倍政権の「アベノミクス」による効果だけではないが、一段の円安の可能性には目配りが必要である。

国際石油市況の上昇と円高修正の継続の可能性は、光熱・動力費の増加を通じて農業収益を圧迫するリスクがあり、注意が必要だ。

(わたなべ のぶとも)

東北地方の被災県における住宅再建の現状と見通し

研究員 多田忠義

1 はじめに

東日本大震災が発生して、2年が経過した。復興庁の取りまとめでは、2013年2月7日時点で31万5,196人の方々が避難生活を送り、本格的な生活再建を待ちわびている。とりわけ住宅再建は、自宅を失った、あるいは半壊等で自宅に居住不能の被災者が生活再建を実現する上で欠かせない復興プロセスの一つである。

以下では、東北地方の被災県における住宅融資のデータを用いて、特に住家の全壊数が多かった岩手県、宮城県、福島県における住宅再建の動きを明らかにする。

なお、本レポートにおける「住宅再建」とは、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「JHFA」)が発表している「災害復興住宅融資」の実績を基に分析した内容であることに留意されたい。

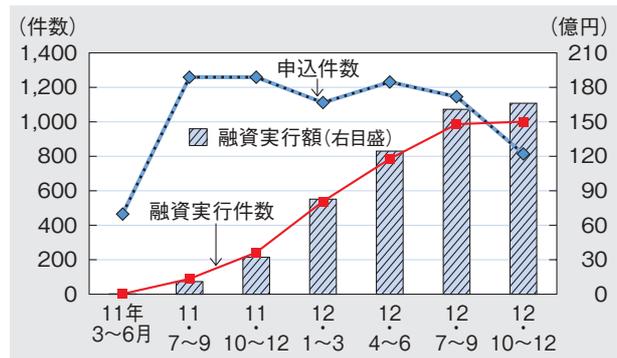
2 災害復興住宅融資の利用状況

JHFAは東日本大震災発生後の早い段階から、被災者の住宅再建を支援する住宅ローン商品として、「災害復興住宅融資」の取扱いを開始した。この住宅ローンは、各金融機関が契約窓口として受け付けることができ、また当初5年の貸付金利がゼロ%であることから、利用が伸びている(第1図)。

まず申込件数をみると、東日本大震災から約3か月経過したのちに件数が大幅に増加し、12年7～9月期まで四半期で1,000件を上回る申込みが続いたものの、直近は800件台に減少している。

次に融資実行件数をみると、足元の10～12月期は1,000件程度の水準を保っている。これ

第1図 東北地方における災害復興住宅融資の実施状況



資料 (独)住宅金融支援機構東北支店提供データから作成
 (注) 災害復興住宅融資の申込件数に、賃貸住宅共用部分改良、リース購入資金、補修資金、災害復興宅地購入資金の申込件数が含まれる。これらが全体の受付件数に占める割合は、おおむね1～2割である。

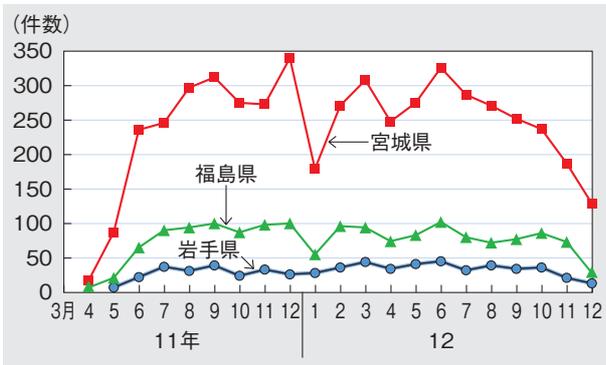
に合わせて融資実行額も伸びており、持家の竣工や、分譲住宅の入居が12年夏以降活発であることが融資実施状況から読み取れる。これらから、東北地方における住宅の自力再建が12年に入り本格化しつつあることが確認できる。

一般に、融資の申込みから融資実行までは、注文住宅の場合6か月程度の時間を必要とするが、今回の災害復興住宅融資では、申込みの伸びと融資実行の伸びとの間に6か月以上の開きがみられる。被災地の建設業者や金融機関によれば、現在注文を受けてから住宅引渡しまで1年以上の期間を要し、多くの受注残を抱えている状況である。このように、住宅引渡しまでに通常の倍以上時間を要していることが、融資の申込みと実行の時間差を大きくしている。

3 被災県で異なる住宅再建の動向

それでは、県別の動向に注目する(第2図)。まず、被災3県の中で住家の全壊数が約8.5

第2図 県別災害復興住宅融資の申込件数



資料 第1図に同じ
 (注) 上記期間中、3県のほか青森・秋田・山形県から、計27件の申込みがあった。

(注2)
 万棟と一番多い宮城県の災害復興住宅融資申込件数は、震災後間もなく増加し、12年前半にかけて月300件前後で推移したが、6月以降減少に転じ、6か月連続で前月を下回っている。宮城県によれば、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業による移転先の整備(以下「面整備」)が完了するのは早くも13年、多くは14年以降を完了目途としているため、住宅再建は現在、一時的に足踏みしている可能性がある。

次に全壊数が約2.0万棟の福島県の申込件数は、宮城県に似た増減を示している。A銀行によれば、福島県では、原発の事故処理が長期化する懸念から、避難先であるいわき市や、中通り(福島市、郡山市等)、会津若松市などで、震災後早期に住宅を再建した被災者がいるほか、中古物件への移転も活発とのことである。徐々に居住可能な地域が明らかになるなか、今後も緩やかに住宅再建の動きが続くとみら

(注1) 住宅再建のうち、被災者自身で新築、分譲・中古物件の購入、賃貸への入居等を行い、仮設住宅や「みなし仮設」以外の居住先を確保すること。詳しくは、拙稿「宮城県における住宅再建を取り巻く現状について」『金融市場』13年2月号、18～25頁を参照されたい。

(注2) 総務省消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第146報)」

れる。

最後に、住家の全壊数が約1.9万棟の岩手県における申込件数は、宮城県や福島県に比べ少ないのが特徴である。11年7月から12年10月にかけて申込件数は月40件前後の水準で推移したものの、10月以降減少に転じている。B銀行によれば、急峻な地形に集団移転する上で必要となる山林等の土地権利関係整理が進まず、結果として、同程度の全壊数である福島県に比べ、同融資を通じた住宅再建が進みにくいと聞く。また、岩手県で主に住家が全壊した場所は沿岸部で、漁業中心の生計であることから盛岡市をはじめとする内陸部へ移転せず被災地での住宅再建や災害公営住宅への入居を望む被災者が多いことも、同融資申込みが減少し始めている要因と考えられる。

4 今後の住宅再建に関する見通し

自力で住宅再建できる被災者は、集団移転を待たず11年夏から12年夏にかけて、融資の申込みを進めたものの、12年秋以降は、被災3県でその動きが一時的に足踏みしているとみられる。一見、同じような融資申込件数の推移を示すものの、宮城県、福島県、岩手県でそれぞれ移転先を確保する上での地理的、制度的条件や、生活再建に不可欠な収入の確保をどう実現するかが、融資申込件数の増減に影響を与えていると考えられる。

発災から2年が経過した今も30万人を超える避難者が仮の住まいで生活しているため、今後も引き続き住宅再建が続くことは間違いない。足元の13～14年にかけては、面整備完了に伴う集団移転に合わせて住宅再建が進むとみられ、被災者による住宅融資の申込みや住宅着工件数は面整備の進捗状況に左右される見通しである。

(ただ ただよし)

「6次化ファンド」への期待

一般社団法人 日本食農連携機構 参与 饒村 健

1 はじめに

日本農業復活のキーワードとして「6次産業化」が叫び始められて既に久しい。以前から多くのJAが集出荷に加え、直売所での販売や、組合員の生産物を加工して商品化する事例があった。また、農業法人が、加工・販売まで一貫した経営を行う事例も珍しくなくなってきた。しかし、これらの動きが閉塞感漂う日本農業を生まれ変わらせたかという点、「まだ途上にある」と言わざるを得ない。

そんななか、農林水産省は平成22年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下「6次産業化法」）を公布し、6次産業化推進の施策を積極的に打ち出してきた。

昨年末には、政権交代を経て、農林水産省が平成25年度予算額を決定した。新政権は「攻めの農業政策」として、総額2兆2,976億円（前年比5.7%増）の、13年ぶりのプラス予算を計上した。目玉は、①6次産業化を支援する農林漁業成長産業化ファンドの本格稼働、②用水路や灌漑施設の整備など公共事業の大幅増額、③戸別所得補償制度の見直し、の3点である。日本経済の立て直しが急務であるなか、農業から活性化の火種を起こそうとの思いが感じられる。

特に、①の「農林漁業成長産業化ファンド」による6次産業化支援は、350億円（財投資金）もの多額の予算を計上し、農業と他の産業を結びつける新たなビジネスモデル創出の着火剤として期待されている。つまり、農林水産業が抱える問題を、従来のように同業界の中だけで補助金を主体とした対症療法的に手当てするのではなく、産業界全体で農業との連携ないし活用を促し、農業を持続的成長産業に転換を図ろうというものである。

本稿では、「農林漁業成長産業化ファンド」

（以下「6次化ファンド」）の概要紹介と、推進上のポイントを考えてみる。

2 6次化ファンドの概要

6次産業化法は、①農林漁業者による加工・販売への進出等の6次産業化に関する施策と、②地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策を、総合的に推進することによって農林漁業の振興等を図ることを目指しており（農林水産省HP）、今回の6次化ファンドもこの法律の延長線上にある。

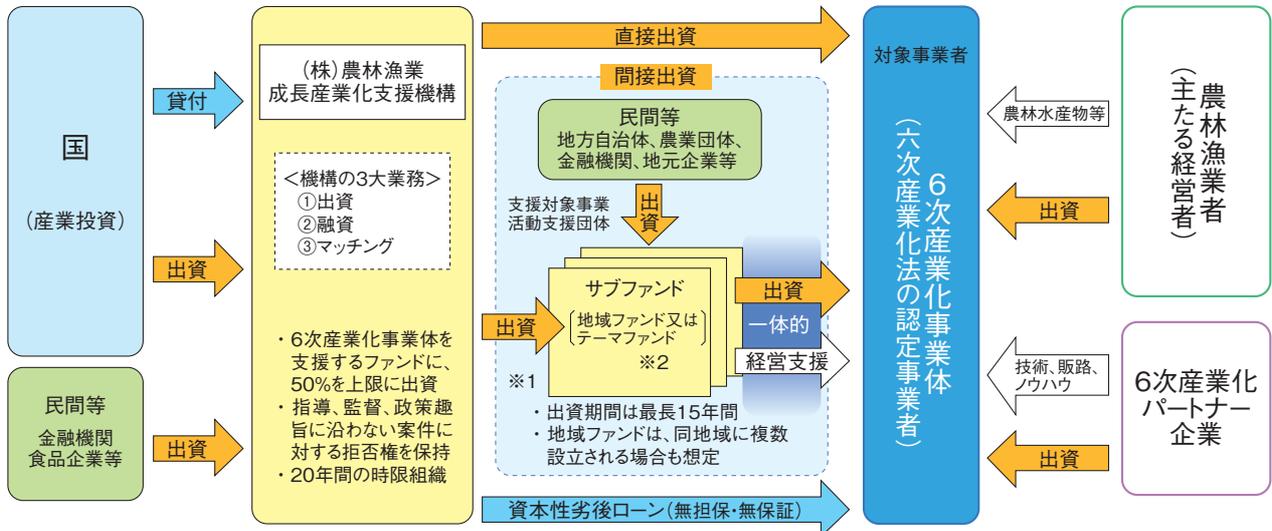
昨年12月施行の「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、今年2月1日にファンド事業を担う株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」）が官民の折半出資により設立され、いよいよ事業がスタートした。

機構が行う出資業務の特徴は、農林漁業者と商工業者（6次産業化パートナー）が共同で出資した6次産業化事業体（以下「対象事業者」）を投資の対象にしていることと、出資を行うサブファンドも機構と民間事業者の共同出資により組成される点である（第1図参照）。

政策として設立された機構が“呼び水”かつ“接着剤”となり、農林漁業者、6次産業化パートナー、サブファンドの三者が共同出資者というつながりをもつことで、事業成功に向けた協力体制が構築される点は、従来の一時的ないし一過性の補助金対応、あるいは資金面のみを優遇する制度融資などとは違い、「経営」という視点をもった取組みとして評価される。

また、機構は種類株（優先配当株）を含む直接出資や資本金劣後ローン供与のほか、対象事業者の借入や起債に対する金融債務保証も行うなどメニューも充実している。加えて、金融サービスにとどまらず、ハンズオンと呼ばれるコンサルティング機能も備えることで、6次産業化を目指す対象事業者には心強い

第1図 6次化ファンドスキーム



※1 ファンド設立時に機構が出資約束(コミット)する際、また資本性劣後ローンを実行する際には、農林漁業者の意見聴取等を行う。
 ※2 当該ファンドは、投資事業有限責任組合法(LPS法)に基づく、投資事業有限責任組合を想定(それ以外は個別相談)。

出典 株式会社農林漁業成長産業化支援機構HP

“仲間” となることが期待される。

3 6次化ファンド推進上の期待

さて、今回の機構設立は、今までの農業施策からすると画期的な取組みと言えるが、推進していく上での期待を、いくつか挙げてみたい。

まずは、共同出資する事業主体者同士が、「病める時も、健やかなる時も・・・」手を携えていく覚悟をもった“結婚”相手として相応しいことが、当然重要であることは言うまでもないが、私は、あえて今回の6次化ファンド創設を機に多様な業種の事業者と農業の多面的価値の創出にチャレンジしていただきたいと考えている。6次産業化というと、生産・加工・流通のバリューチェーンにおける垂直統合が一般的であるが、例えば、体験農園や老後の農生活提供を目指して、宿泊業者・旅行者・不動産業者などとの連携や、医療機関とはリハビリ農園や機能性農産物生産で協調できるかもしれない。また、再生可能エネルギーや循環型農業への取組みなどは、電気事業者や農林漁業資材業者に限ることなく多くの事業者が関心をもっているはずである。間違いなく、まだ農林漁業を活かした新たなビジネスモデルが潜在的に眠っている

るものと信じている。

もう一点は、機構(ないしサブファンド)には、出資した対象事業者の企業価値向上だけに目を向けるのではなく、事業のオーナーである農林漁業者(法人)の経営発展も伴うことを意識した具体的支援をお願いしたい。対象事業者が成功することによって農林漁業者の基盤が強化され、農林漁業が地域に根差した産業になることが、当事業の根源的な目的であると理解している。

一方で、出資という投資である以上、リターン(配当、売却益)を求めることを安易に放棄してはならないとも考える。金額の多寡ではなく、配当や売却益が得られる状況に至るといことは、当該対象事業者の企業価値が向上した証であることから、対象事業者の理解を得ながら、共通の目標として目指すことが望ましい。

4 まとめ

機構の存在意義は、「ウォームハート(暖かい心)&クールヘッド(冷静な頭脳)」のバランスを保った取組みを持続することだと思う。

この新しい事業が、日本農業を変える“起爆剤”になることを期待したい。

(によむら けん)

新しい海民の歴史を目指して

全国漁業協同組合連合会 元常務 浜崎礼三

昨年(2012年)12月、拙著『海の人々と列島の歴史—漁撈・製塩・交易等へと活動は広がる—』をようやく刊行することができた。この著作を何故に書こうとし、この10余年悪戦苦闘したのか。この執筆の契機ともいべきものについて考えてきたところを述べさせていただきたいと思う。

1 執筆の契機、その第一

少なくとも、船乗り、漁撈の民、など「海に生きた人々」の歴史は、古くは語りつがれ、また文字の時代に入って以降は神話・歌謡など多くの文献にかなりのウェイトをもって述べられ展開されている。そして現在、多くの先覚者によっていわゆる漁業史、また海民史など数々の著作があり、また特筆すべきものとして、広く海民の歴史を「日本の歴史を大きく開拓した存在」として追求した網野善彦氏の活躍などは数々の著作・論文によって余りにも著名である。

しかし、これらの先学の御努力、数々の著作の存在にもかかわらず、現在多くの人々によってこれら海民の歴史を語った著作が広く読まれているかという点を決してそうは見えない。その理由は色々考えられるが、主たる要因は第一に多くの著作がかなりの年月を経過して、その様式・スタイルが古くなり、またその殆どの著作がかなり、学術書的な傾向を強く持ち、とくに歴史についてある程度の素養を持たなければ、その内容について理解することが中々難しい、ということによるものと見て宜しかろう。

筆者が漁協の役職員、また漁村地区の各種学校の教職にある人々をはじめとして多くの人々に「海を働きの場、生活の場として、そこに生きた人々—船乗り、漁撈の民—の歴史」

を読んでもらうためには、今までとはかなり異なった格段の配慮が必要ではないかと考えた所以もまたそこにある。

2 第二に、具体的に、人々が求めているもの、読んでもらうために必要なもの、は何か。

(1) 海人達の活動と各時代の基本的背景

端的に言って、海人集団「海に生きた人々」も彼らが生存し、活動した縄文・弥生・古墳をはじめとする各時代と無関係に、一船乗り、漁撈の民など—として働き、生活したわけではもちろんなく、それどころか各時代における人々の要望、その願いを果たすべき尖兵として彼らは活動し、命をかけて働いたと見て間違いのないところだと思われる。

すなわち、それぞれの時代の海人集団の活動状況を知り、理解するためには、各時代がそれぞれどのような時代であったのか、人々が何を望み、欲求した時代であったかを知ることが必須だということである。

(2) 具体的事例

紙数の制限もあるが、具体的な叙述も必要であるので、ここで弥生時代の後期(1～3世紀中ごろ)と、古墳時代前半期(3世紀後半～5世紀)を選び、その時代の基本的性格と海人集団の活躍との相互関係を極めて大掴みに見てみよう。

(その一 弥生後期)

弥生の後期、その始まりの頃から気候は急激に冷涼化し、豪雨など災害が多く、列島の人々が荒廃した田畑の復旧、新しく農地の開発に苦闘し、すぐれた生産手段としての鉄器(鋤・鍬など)の入手に人々が狂奔するという経済的苦境にあった。一方、政治的には列島でもっとも政治的・文化的に進んでいた北九

州政権が頼りとしていた中国大陸の後漢帝国は、北方からの異民族の襲来、内部後宮の宦官の横暴によって大きく乱れ、列島内部の各勢力は、その頼りとすべき権力・後見者を何処に求むべきか、右往左往していたのが、弥生後期(とくに2世紀)の情勢であった。

このように、列島の人々の迷い、悩みが大きかったなかで、海人集団がその機動力・行動力をもって、瀬戸内海を中心として、列島西部の海を縦横に動き回り、クニ・国に貴重な情報を伝え、またその生産した食塩などを換えた鉄素材・鉄器をもたらし、後の列島の国家形成に連なるヤマト・キビ連合政権の確立に果たした役割は大きかった。

(その二 古墳時代前半期)

3世紀後半から5世紀末までの古墳時代前半期、建国以降未だ新しいヤマト王権にとくとくに大事なものは半島ルート(半島南部との交易)であった。3世紀の終わり、それは北九州の政権から畿内の政権に完全に取って代わられた。政権は鉄をはじめとする必要な物資・資材、さらには先進技術・威信材を独占し、それらを列島各地の首長たちに再配分する機能を通じてその支配力を強め、さらに国内統一を強化するという国づくりの政策をとった。海人集団は、ヤマト王権による国づくり政策の担い手、尖兵として輝かしい使命を課せられたといつてよい。

そして、造船・航海、さらにヒト・モノを運ぶ運輸能力など各種のすぐれた能力をもつ海人集団はその使命をほぼ見事に果たしたといつてよい。そして大事なことは、その使命は国内的にも同様にまことに目覚ましく果たされたということである。

とくに4～5世紀、瀬戸内海を主として多くの沿海の地に、また河川の要衝の地に、多くの古墳の出現を見ることができ、輩下の海人たちを駆使して、漁撈に、製塩に、また諸物資の輸送に、奔走した首領たちが、死してなお、生前活躍の場としての海域・みなどを見続ける場に築造されている。

以上実状に即して述べたように、拙著は「それぞれの時代の背景に即して海人集団はどのように活動したのか」という彼らの現実の活動を描写することを第一の主眼としている。

3 だがそれは中々難しかった

しかし、現実問題として歴史的に、各時代毎に、その基本的な性格と海人集団の働きを結びつけて述べるという基本的な方針は中々「いうは易く、行ふは難し」でまことに容易でなかった。

いうまでもなく、各時代の特長・背景については、多くの史家、研究者の努力によって数々の史料・著作が積み重ねられ、その取りまとめは労をいとわなければ可能である。それだけ、ともすれば時代的背景の方の叙述が多く主流となり、海人集団の叙述が従となり、そこには海の匂い、潮の香は薄れ、主客転倒してしまう。その点に留意して各時代毎に「漁撈の民」についての項目を起し、その叙述に努めたが、必ずしも成功してはいない。

4 結び

この著作は、その終結を中世の、当時「浦と呼ばれた漁村の成立」に求め一応の結びとしている。列島の場合、戦乱打ち続いた中世において、奇跡的ともいえるさまざまな経済的発展・成熟の上に、13～14世紀以降、商品・貨幣経済の普及・滲透が進み、そこに近代の漁村に通じる沿海の海民(漁撈民)集落が14～15世紀続出するという状況が見られた。

その後、戦国時代、安土桃山時代、さらに近世、江戸時代を経て近代へと進む次第であるが、その間を通じ、「それぞれの時代の基本的背景と海人集団の働き」を一貫して追求することによって、必ず海人集団の活躍の歴史的意義を把握でき、それはまた四面環海の日本列島の発展の歴史との関係究明に大きく寄与するものと信じて次の作業へと進みたいと思う。

(はまさき れいぞう)

韓国の青果物の農協間共同出荷法人

主席研究員 藤野信之

1 はじめに

昨2012年11月に、韓国 全羅南道A市にある梨を中心とする青果物の農協間共同出荷法人であるA市農協共同事業法人(以下「当法人」)を訪問する機会を得たので、その概要と背景について報告したい。

2 A市農業等の概要

当法人の所在地は、韓国南西部にある全羅南道A市内で、首都ソウルの南方300kmにある。A市は全羅南道内最大の農業都市で、農家人口は人口の38%を占め、農業生産上位5大品目が農業生産額の67%を占める。市内の総農家数は1万2千戸である。

農業生産の5大品目は第1表のとおりで、作付面積では米が圧倒的に多いが、生産額では米に次いで梨が2番手につける梨の特産地となっている。

梨生産農家の規模は0.33ha~6.6haで、平均的には1.0ha~2.3haと小規模である。技術によっても違うが、出荷額は1戸当たり3~7千万ウォン(≒210~490万円、1ウォン=0.07円)となっている。管内の農産物売上高に対する市内15農協の取扱額シェアは43.4%と韓国全体の51%^(注1)から見てやや低い。一方で、A市の管

第1表 A市の5大生産品目の概要(2008年)

(単位 ha、トン、千頭、百万ウォン)

	面積	生産量	生産額
米	14,896	72,278	134,689
梨	2,510	73,041	101,832
韓牛	—	34	91,456
養豚	—	180	54,809
メロン	173	5,055	28,360
合計	17,579	150,588	411,146

資料 A市農協共同事業法人

内農産物生産額に対する共選出荷額比率(共選は全て農協単位で実施)^(注1)は17.1%であるが、全国平均の16%程度よりは高い。

韓国の農協では、委託販売比率と共選率とともに低く、韓国農協中央会を含む農協系統全体での販売力強化のため、その向上が目指されている。委託販売比率等が低いのは、①現在の農協のスタート時点が1961年と相対的に遅く産地商人による集荷が力を持っており、農協も買取集荷で対抗せざるを得なかったこと、②卸売市場の発達が遅かったこと、③このこともあって中央会が小売市場に参入して一定の買取チャンネルを提供したこと、④日本の生産部会のような農家組織が未発達であったこと、⑤大型小売業者の台頭が著しく、産直仕入れが多いこと、⑥即効性を好む国民性等が要因と考えられる。

3 当法人の概要

当法人は、2003年から開始した農協間の共同出荷事業である組合連合事業を発展させたものであり、市内15農協の出資を受けて07年7月に設立され、09年9月から運営開始された。職員は13名で、梨・生鮮チームと団体・食材チームで構成されている。取扱品目は、梨、メロン、果菜、学校給食食材で、梨が売上高の47%を占める(11年)。

^(注2)建物は国のFTA履行支援基金の支援を受けて、国50%、全羅南道35%、市15%の負担で建設されたもので、所有権は市にある。建屋は2階建て、延べ床面積10,794㎡と広く、09年9月に完成した。

主要施設は、梨等の選果機、学校給食の前処理施設、低温貯蔵庫で、選果機の取扱能力は100トン/日(最大1万5千トン/年)、低温貯蔵庫の取扱能力は1千4百トン、学校給食センターの取扱能力は5トン/日となっている。

03年以来9年連続、年平均23%で売上高(買取売上高+委託販売取扱高)を増加させてきており、11年の売上高は310億76百万ウォン(≒2,175百万円)となっている。今後は、2020年の売上高2千億ウォン(管内集荷シェア33%)を目指しており、営業利益段階では赤字だが、出資金の運用益等で純損益は黒字を確保している。

また、当法人利用農家数は、年平均16.7%で増加しており、09年では735名となっている。

販売戦略としては、量販店(E-マート等)への直販を増加させ、卸売市場出荷を減少させており、農家手取価格は卸売市場へ出荷した場合の価格よりも当法人に出荷した場合の方が12%高くなる(09年、年々上回り幅が上昇中)。

また、親環境(有機栽培等)給食市場への食材供給事業に進出しており、今後拡大していく方針を掲げている。

農家との取引形態は、委託販売90%、買取販売10%と、韓国の農協組織としては委託販売の割合が高い。買取販売は、主に輸出用や学校給食用で契約栽培を通じて実施している。手数料率は、①「選別、包装、販売」全てを当法人が行う場合(取扱量の3割)は4%、②「選別、包装」は農協で行い販売だけを当

法人が行う場合(取扱量の7割)は農協から1%を徴求する。

梨、メロンは輸出もしており、A市で生産された梨、メロンは日本、台湾、シンガポール、フィリピン向けに輸出されている。当法人では日本、台湾向けに輸出しており、梨は昨12年11月末に対日初出荷された。

4 背景となる事情

当法人のような事業法人(園芸部門)は、全国で38ある。これは、一つにはFTAが進み、輸入農産物が増加するなかで、国が個別農家への支援では追いつかず、農家の集合体に支援する方策が加えられたことによる。

また、韓国の農協では合併が進まないなかで、農産物のブランドが複数農協の管内にわたって成立しているような場合には、当法人のような法人を設立して、販売力を強化する道が採られている。

さらに、農産物販売力の強化は、昨12年3月の韓国農協中央会の信用・経済分離(中央会プロパー銀行部門および中央会共済部門の子会社化等)の主要な目的になっていたもので、2000年以來の課題となっている。「組合共同事業法人」による産地の出荷体制づくりは04年度から推進されている。

いずれにしろ、求められるのは中央会の販売力(買取を含む)強化であって、「委託販売力」の強化ではないことに留意が必要である。

日本の青果物販売では、農協の広域合併に伴う生産部会・共販組織の統合や、加工・業務用需要への対応が課題となっているが、韓国では異なる条件(農協の生い立ち、規模、国民性、食品産業の零細性等)下で異なる課題に取り組まれているのが注目される。

(ふじの のぶゆき)

(注1)黄義植(2011)「韓国における農協共販事業の展開と戦略」『フードシステム研究』18巻1号。

(注2)FTA履行支援基金とは、韓チリFTAを契機として04年から設置・運営されているもので、特別法に基づいて国の出損によって造成された基金であり、農業の競争力向上等の施策に対する支援を行う。当初1.2兆ウォン、08年からの目標額4.1兆ウォン。

農林金融2013年2月号

＜講演録＞中国農村政策と長期経済展望

(中国共産党中央農村工作領導小組

副組長・弁公室主任 陳 錫文)

- ・2012年7月に、農中総研の主催で開催した講演会の記録である。
- ・農中総研と中国農村政策研究センター（トップは陳錫文氏）、中国国務院発展研究センター農村経済研究部の三者は、日中の農村金融および協同組合に関する共同研究を継続しており、その取組みの一環で、中国研究者グループが来日された際に、この講演会が実現したものである。
- ・講師である陳錫文氏は、党中央において農業農村政策を立案する立場にあるだけでなく、財政・経済政策面でも責任ある立場におられることから、今回の講演では、今後の中国農業・農村の展望だけでなく、中国経済のダイナミズムが明快に示されている。

(外部寄稿)

中国の農業経営体制の新たな変化

(中国国務院発展研究センター

農村経済研究部長 徐 小青)

中国においては、都市化の進展、農業労働力の移動と高齢化傾向、技術と資本の農業への関与の増大等の諸要因から、従来の農家家族経営の形式に変化が起きつつある。

例えば、実質的な農業生産の委託管理である「土地委託管理」形式や農民が経営する「家族農場」形式、さらに大規模栽培農家も発展している。また、「農民專業合作社」は新たな発展段階に入り、70万社に達し約18%の農家をカバーしている。

都市化の進展により、農家の土地請負権と経営権は分離が続く状況にあるが、これは農業の大規模経営を実現する基本的条件である。また各種形式の社会化サービス組織面での実践により、中国は農村の基本経営制度を安定させることを前提に、新たな農業経営制度を作り上げる可能性がある。

農林金融2013年2月号

(外部寄稿)

中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望

(中国社会科学院 農村發展研究所 研究員 苑 鵬)

中国の農民專業合作社は加速度的な発展の状況を呈し、農業経営組織体制刷新の新たな注目点になっている。その最近の動向と課題をまとめた。

本稿は、農産物加工企業等を代表とする非農業生産者と農産物生産者が共同で結成する、特色を備えた合作社を分析し、その発生要因及びその制度プランの特徴を検討する。また、合作社は中小の資本家又は商業者が主導し、農家・生産者が参加することで、「所有者―業務関係者」が同一のメンバー連盟となり、双方の関係は非ゼロサムゲームに向かいつつあると指摘する。

最後に、農民協同経済組織の将来を展望すると、業縁を絆とする農民專業合作社は、近代的農業づくりと市場競争環境の内在的要求に順応しており、今後農村協同組織の主流形式となるだろう。

最近の中国における農村金融の現状と特徴

(王 雷軒)

2003年以降、中国政府は既存の農村金融機関の改革に取り組む一方で、新型農村金融機関の設立も奨励している。しかし、新型農村金融機関の貸出規模はまだ小さく、期待ほどの役割を果たしているとは言い難く、農村金融は依然として、農村信用合作社、商業銀行、政策銀行によって担われている状況にある。

金融機関が実施した涉农融資(農業・農村・農家関連融資)は企業融資が多く、水利施設や農村基盤強化等の農村インフラ整備向けの融資の伸びが高い。一方、農家向けの融資は全体の2割しかなく、かつ農家向け融資の8割以上が何らかの担保・保証を求められている。農村信用合作社が依然として農家にとって最も重要な資金供給元である。

農林金融2013年 3月号

原発事故の被害の現状と農協等系統機関の支援対応 (渡部喜智)

福島原発事故から2年が経過したが、水稻の13,600haに及ぶ作付けの制限・自粛や、減少したとはいえ農産物の出荷制限・自粛などが残る。また、風評被害と称される福島県産の農林水産物の絶対的、相対的両面の価格水準の低迷は根強い。

これに対し、JAグループは損害賠償の早期支払を働きかける運動、農地等の放射性物質の除染や作物への移行低減策の指導、モニタリング検査を補強する出荷農産物等の放射性物質の自主検査、および組合員農家の営農事業を助成する取り組みなどを行い、組合員を支援してきた。

「福島復興再生特別措置法」に基づく復興再生策が動き始めており、消費者の信頼と共感を得て福島県農業のブランド価値回復につながるような農業プロジェクトの具体的推進を期待したい。

農林金融2013年 3月号

被災農地の権利調整をめぐって (行友 弥)

巨大津波で壊滅的な被害を受けた仙台市東部地区では、被災を契機とした離農者の増加も見込まれ、個別経営を主体とするこれまでの営農形態では地域農業の将来が描けない実情がある。このため、農地復旧と併せて2,000haの田畑を大区画化し、集落営農組織を含む担い手に集める国営ほ場整備事業の構想が浮上し、土地改良区や農協、市、農政局などが連携して推進に当たっている。事業の成否を左右するのは、農地の所有権や利用権を巡る今後の調整だが、農業者の半数が営農規模の「現状維持」を望み、相続未了の農地も多量に残るなどさまざまな困難が伴う。全国的にも農業者の減少を背景に「人・農地プラン」などを通じた農地集積が課題となるなか、同事業は一つのモデルケースとして動向が注目される。

金融市場

2013年 2月号

潮流 「国土の長期展望」について

情勢判断

国内景気は底入れを模索する展開

情勢判断(海外経済金融)

- 1 緩やかな回復傾向が続く米国経済
- 2 ユーロ圏の財政危機は最悪期を脱したのか?
- 3 2013年の中国経済：緩やかな回復に留まる

今月の焦点

暫定措置を講じた米国の財政問題

分析レポート

- 1 宮城県における住宅再建を取り巻く現状について
- 2 中国の都市化と農民工の市民化を考える
- 3 日本の財政②：公債金(国債発行)

連載

- 1 経済金融用語の基礎知識
インフレターゲットへ政策転換を図る日本
- 2 新興国ウォッチ！
為替制度(9)：多重為替制度

海外の話題

ハリケーン「サンディ」

2013年 3月号

潮流 第三の矢の行方

情勢判断

国内景気は緩やかな持ち直しを開始

情勢判断(海外経済金融)

- 1 財政問題の不透明感はあるものの、回復が続く米国経済
- 2 ユーロ圏の財政危機と英国
- 3 資金供給拡大で緩やかな回復が続く中国経済

経済見通し

2012~14年度改訂経済見通し

分析レポート

- 1 東日本大震災被災地における地銀の貸出動向と金融支援
- 2 COP18の合意内容と今後の課題

連載

- 1 経済金融用語の基礎知識
「貯蓄から投資へ」を狙う日本版ISA
- 2 新興国ウォッチ！
オランダ病

地域に根づく農業

大野水耕生産組合 代表理事 大和田正幸
(JAいわき市経営管理委員会委員)

私達の住むいわき市は、東北の南端にあり太平洋に面した地域で、農家の平均耕作面積は70a以下。地域内に働く所が多くあるため、専業農家がだんだん少なくなり兼業農家の多い地区です。気候的には夏は涼しく秋の台風災害もわりと少なく、冬は温暖で特に12月より3月までの日射量には恵まれた地域であります。

農地面積は人口36万人の割には少なく、耕地利用型農業で農業経営をしていくには、数多い法人ではむずかしいと思われまます。その様な地域で安定した農業経営をしていくには、この恵まれた特性を活用した農業、施設栽培での農業経営が良いと思いました。地域内に国の事業で農業構造改善事業の助成事業がありそれを利用して頂き、平成2年度に農事組合法人を設立しました。作物は冬場の日射量が大変多い(夏は涼しく)という条件と当時生産量と価格が安定していたトマトに決めてスタートしました。

栽培方法はロックウールを使用した養液栽培のため、根の状況が良く長段取りの年1作型です。8月上旬定植し、9月中旬より収穫を始め、次年の7月下旬まで、収穫トマトの段数で30段程度、長期収穫の出来る栽培を行い収量を出来るだけ伸ばす事を目標に作ってきました。

私は、そもそも始める前は農業をしていたわけではありませんでした。JAに20年勤めていました。そんな中あるチャンスがあり農業を始めました。農業をやるからには、前から考えていた目標なのですが3点の目標を持ってスタートしました。1つは決まった休みの取れる農業、2つ目は各個人のポジションをしっかりと決め責任を持った中で作業をしてもらう、3つ目は、農業をやるからには大きな目標として8ケタの収入を目ざしてがんばる。それに向かって反当たり1千万円以上の売上

を上げていく事です。私達にとっては、大変大きな目標です。その目標に向かって4~5年後、JAとの話し合いのもと、資金のメドもどうにかなると思ひ、行政等にもお願いし、JAの協力もあって、施設の増設に着手、平成6年度末に2号棟温室約70aの施設が出来上がりました。

その後、10年間トマトだけの栽培をしてきたわけですが、その中で規格外のトマトや2級品のトマトが少しずつ直売で売れる様になり、徐々に売上が伸びてきました。私達の地区は、純然たる農村地区ですので、消費者の人達がめったに来ません。どうしたら来てもらい、見てもらって、買ってもらえるか考えて、トマトではなく、イチゴだったら来てもらえるのではと思ひ、イチゴの高設栽培の施設約30aを平成15年に作り、来て食べてもらう観光イチゴ園を設立、どうかトマトもイチゴも直売が伸び経営を助けております。特に次世代の子供達に来てもらえるのが大変うれしいです。

3年後、イチゴが足りなくなってしまい約20aのイチゴ施設を増設、今も楽しんでもらっております。

平成20年頃になると、当いわき地域にも私達と同じ方式の栽培施設も多くなり、トマトを作っている法人も6法人と温室面積も16haに達し、特に冬場のトマトの大きな産地になってきた様に思われます。その中のトマトを生産している4法人と話し合い、協力しながら共同販売をするためのサンシャイントマト出荷協議会を10年前に設立し、同じブランドでの市場出荷を致しております。今後も周りの人達と力を合わせながら産地の育成に、また、技術の向上にと努力し、いわきの地域に合った農業のあり方、農業の活性化に努めていきたいと思ひます。

(おおわだ まさゆき)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2013年3月号 (第35号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp